

令和5年4月1日
株式会社 佐賀銀行

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融防止方針

佐賀銀行グループは、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（※1）（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止を重要な経営課題の一つとして位置づけ、関連法令等を遵守し、不断の検証と高度化に努めるとともに、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図りつつ、公共の信頼を維持すべく、基本方針を以下の通り定め、実効性のある管理態勢を確立します。

1. 運営態勢

取締役会等は、マネー・ローンダリング等への対策を重要な課題の一つとして位置づけ、マネー・ローンダリング等リスクが経営上重大なリスクになり得るとの認識の下、主導的且つ積極的にマネー・ローンダリング等防止に関与し、組織として適時適切に対応できる態勢を構築します。

2. 組織態勢

マネー・ローンダリング対策統括責任者を業務管理サポート部担当役員とし、主管部である業務管理サポート部は、各部門と連携を図りマネー・ローンダリング等の防止対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ（※2）

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. お客さま情報の管理

お客さまとの取引に際して、当該お客さまにかかる情報を適切に調査し、お客さまの属性に即したリスク低減措置を実施します。さらに、お客さまとの取引記録を継続して調査・分析することにより、講すべきリスク低減措置を実施・判断する行内態勢を整備します。

5. 経済制裁及び資産凍結

経済制裁者との取引をフィルタリング等により排除します。また、資産凍結等の措置に係る確認について、適時適切に実施する態勢を整備します。

6. 疑わしい取引の届出

営業店等からの報告や本部モニタリング等を通じて、疑わしい取引等を適切に処理し、当局に速やかに届出を行う態勢を整備します。

7. コルレス先の管理（※3）

コルレス先のマネー・ローンダリング等管理態勢を定期的に確認します。コルレス先が架空銀行であった場合、または架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・維持を行いません。

8. 役職員の研修等

役割に応じた適切且つ継続的な研修等を行い、マネー・ローンダリング等防止に係る理解を深め、専門性・適合性等の維持・向上を図ります。

9. 遵守状況の検証

マネー・ローンダリング等防止の遵守状況について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その点検結果を踏まえ、継続的な態勢改善に努めます。

※1 マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融

➤ マネー・ローンダリング

犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や口座から口座へ資金を転々とさせたり、金融商品や貴金属等の形態に変えて出所や真の所有者を分からなくする行為のことをいいます。

➤ テロ資金供与

テロ行為の実行や大量破壊兵器の拡大を目的として、そのために必要な資金をテロリスト等に提供する行為のことをいいます。

➤ 拡散金融

大量破壊兵器等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為のことをいいます。

※2 リスクベース・アプローチ

金融機関等において、自らが直面しているマネー・ローンダリング等にかかるリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するための対策を講じることをいいます。

※3 コルレス先

外国為替取引の際に、相手の国にある為替銀行と業務上結ぶ必要のある取決めを交わした相手先をコルレス先（コルレス銀行）といいます。